

令和 6 年 第 3 回 調布市議会定例会について（報告）

1 会期（9月3日～9月25日までの23日間）

2 市長提出議案・市長報告 計 30 件（教育部関連 6 件）

決算は認定，補正予算及び契約案件は可決，人事案件は同意

案件名	概要
議案第 5 6 号 令和 5 年度調布市 一般会計歳入歳出 決算の認定につい て	<p>○教育部所管歳出決算額 69 億 4,714 万円余 （前年度比 1 億 8,495 万円余（約 2.7%）の増） （執行率 91.5%）</p> <p>○主な事業等の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校施設の整備 16 億 5,485 万円余 ・児童・生徒の安全確保の推進 970 万円余 ・食物アレルギー対策の推進 493 万円余 ・児童・生徒の貧困への対応 1 億 3,685 万円余 ・学校給食調理業務等における民間活力の活用 4 億 8,878 万円余 ・命の教育活動の推進 348 万円余 ・特別支援教育の推進 1 億 3,717 万円余 ・コミュニティ・スクールの導入と 地域学校協働本部との一体的推進 5,643 万円余 ・学校における働き方改革の推進 1 億 9,314 万円余 ・児童・生徒の体力向上への支援 333 万円余 ・学校における「学び」に困難を抱える 子どもたちへの支援 3,054 万円余 ・ICT教育の推進 6 億 1,456 万円余 ・不登校児童・生徒への支援 2,041 万円余 ・個に応じたきめ細かな教育相談の充実 7,110 万円余 ・令和 6 年二十歳のつどいの開催 183 万円余 ・八ヶ岳少年自然の家の施設改修工事 2 億 983 万円余 ・地域に根差した公民館活動の推進 539 万円余 ・市民の芸術・文化活動の促進 316 万円余

	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の読書・調査活動への支援 3億9,166万円余 ・国史跡下布田遺跡整備事業の推進 3,743万円余 ・郷土の歴史・文化を核とした博物館事業の推進 751万円余 ・武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開 1,595万円余
議案第62号 令和6年度調布市 一般会計補正予算 (第2号)	<p>〈歳出〉</p> <p>◎教育費総額(100万円余)</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校への指定寄附に伴う備品購入費の増額(100万円)
議案第76号 調布市教育委員会 教育長の任命につ いて	大和田 正治氏を同意 (任期：令和6年10月1日～令和9年9月30日)
議案第77号 調布市教育委員会 委員の任命につい て	白倉 代助氏を同意 (任期：令和6年10月1日～令和10年9月30日)
議案第78号 調布市教育委員会 委員の任命につい て	榎本 竹伸氏を同意 (任期：令和6年10月1日～令和10年9月30日)
議案第82号 調布市立若葉小学 校・第四中学校・図 書館若葉分館に係 る特定事業契約	<p>1 目的 調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館 整備及び維持管理</p> <p>2 方法 期限付き一般競争入札</p> <p>3 金額 12,980,615,450円</p> <p>4 相手方 PFI調布小・中学校・図書館 施設整備株式会社 代表取締役 江島 泰</p> <p>5 期間 契約締結日から令和24年3月31日</p>

3 陳情1件(うち、教育部関連0件)

4 一般質問 19人（うち、教育部関連7人）

○阿部 草太 議員（チャレンジ調布）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 二十歳のつどいについて (1) 現状認識について ア 参加者の感想について イ 主催者としての成果について (2) 今後の開催について ア 会場について イ 内容について</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>（教育長答弁） 「二十歳のつどい」について、これまでの取組を総括的にお答えします。 従前の成人式は、成年年齢が20歳に達した方を対象に、人生の節目を迎えた成人を祝う式典として行われてきたところですが。その成年年齢が、令和4年4月1日の民法の一部を改正する法律の施行により、満20歳から満18歳に引き下げられました。そのため、「成人式」については、これまでの取組や実行委員会の意見を踏まえつつ、20歳での開催が定着していること等から、名称を令和5年に「二十歳のつどい」と改め、引き続き成人の日に実施しています。また、これまで公立中学校の同窓会やPTAなどの運営により、会場の外で実施している「二十歳を祝う会」についても継続して開催していただいている状況です。 令和5年、令和6年に実施した「二十歳のつどい」では、「成人式」と同様、対象者の約半数の方の参加があったことから、名称を変更したことによる参加者への大きな影響はなかったものと認識しております。 これからも二十歳の若者が仲間とつどい、人生の節目として思い出に残る「二十歳のつどい」となるよう努めて参ります。</p> <p>（教育部長答弁） 二十歳のつどいの現状認識についてお答えします。 令和6年調布市二十歳のつどいの対象者に対して行ったアンケート調査では、参加理由として、大半の方が「同級生と会えるから」と回答し、開催時間についてもおおむね「適切」と答えています。また、和太鼓演奏やダンスなどのアトラクションに関しては約8割の方が「満足」「やや満足」と答えている一方で、自由記述欄では、「有名人ゲストが来て欲しかった」「記念品や抽選会の景品に工夫が必要」といった声もいただいています。対象者に対する参加者の割合は、令和2年47.7パーセント、令和3年はコロナ禍で中止、令和4年53.0パーセント、令和5年51.5パーセント、令和6年は50.2パーセントで推移しており、おおむね対象者の半数が参加しています。アンケート結果からも、旧友との再会の場とし</p>

て、また20歳を祝い大人の自覚を持ってもらう機会として、一定の成果があると認識しています。

引き続き、対象者世代で構成する実行委員会と連携しながら、アンケート結果を参考に、満足度の向上に努めてまいります。

二十歳のつどいの今後の開催についてお答えします。

二十歳のつどいは、毎年、調布市グリーンホールで実施していますが、過去、調布市グリーンホールが大規模改修で使用できなかった際には、文化会館たづくりで、図書館を除く施設全体を使用して実施いたしました。今後、調布市グリーンホールが使用できない場合は、実行委員会からの意見も踏まえ、開催場所を検討してまいります。

次に、二十歳のつどいの内容については、現在、令和7年1月に実施予定の調布市二十歳のつどいの開催に向けて、実行委員会を立ち上げ、話し合いを始めたところです。過去の実施結果を参考にし、プログラムの内容や記念品などに実行委員の声をできる限り反映して、思い出に残るような、魅力的な内容となるよう創意工夫に努めてまいります。

○青山 誠 議員（チャレンジ調布）

質問 要旨	1 調布市内の図書館におけるICT活用について (1) 図書館におけるICTについての考え方及びこれまでの取組について (2) 図書館における電子図書導入について
答弁 概要	(教育長答弁) 私からは、図書館におけるICTについての考え方について、お答えいたします。 平成17年に策定した、「調布市立図書館基本方針」では、図書館は、いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できる市民の書齋であり続けることを基本的な考え方としています。また、「運営方針」においては、「市民の豊かな読書生活を保障し、調査・研究を支援する機能をさらに発展させるとともに、新しい情報通信技術の活用により、市民のための地域の情報拠点として、市民生活に役立つ図書館を目指す」としております。こうした方針に基づき、図書館としての機能やサービスの向上を図るため、ICTの活用を進めて参りました。なお、本年2月に策定した「図書館施設整備に向けた基本的な考え方」においても、「ICTを活用したサービスの提供」を掲げ、利便性の向上と、プライバシーの保護を図るICTタグシステムの導入について位置づけ、今年度、取組を進めているところです。 引き続き、図書館においては、ICT活用を進めるとともに、それらを利用できない方々についての支援も含め、市民の利便性の向上に向け、取り組んで参ります。

(教育部長答弁)

私からは、図書館におけるICT活用のこれまでの取組と、電子図書導入についてお答えします。

はじめに、図書館におけるICT活用のこれまでの取組についてです。蔵書管理については、電算システム導入、市内全館オンライン化、図書館ホームページ開設、インターネットによる蔵書の予約受付等を行ってきました。利用者の調査・研究の支援については、新聞記事や法律文献等のオンラインデータベースを導入したほか、調布市立図書館デジタルコンテンツデータベースで、調布関連新聞記事、所蔵映画のポスター等を館内閲覧可能にしました。

次に、支援が必要な方へは、読み書きが困難な方などに、マルチメディアデイジー図書を提供しています。マルチメディアデイジー図書は電子図書一種で、文字や音声を目と耳で確認しながら読むことができます。

最後に、ICタグシステムについてです。ICチップで蔵書を管理することにより、効率的に蔵書管理が行えるほか、プライバシーに配慮しつつ、従来より迅速な貸出等が行えることから、現在、導入準備を行っており、来年2月の稼働を予定しています。

図書館では、今後も、市民ニーズを把握するとともに、効果的にICTを活用しながら利用者サービスの向上に取り組んで参ります。

次に、図書館における電子図書導入について、お答えします。

電子図書の導入については、コロナ対策臨時交付金の活用により多摩地域の自治体でも導入が進み、現在は約7割の自治体で導入されています。電子図書は、図書館に来館することなく貸出・返却ができることや、図書館閉館中も利用できるなど、利便性の高い面や保管スペースが不要といったメリットがあると認識しています。

一方で、電子化された図書がまだ少なく、利用者が希望する新刊の文芸書等がないことや、魅力あるコンテンツが少ないこと、電子図書サービスのシステム導入・運用にかかる経費が高額であることなど、様々な課題があることも認識しています。導入した自治体でも、導入当初は新しいサービスに対する期待感から利用されるものの、読みたい本が見当たらないなどの理由から、一定期間後は利用が進まない、といった課題があることも把握しています。

今後も、電子図書を提供する出版社サービスやシステム導入の動向、及び他自治体の動向を注視して参ります。

○沼田 亮 議員（自民・維新の会）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 領土問題にまつわる教育について (1) 領土問題にまつわる教育の現状について</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育部長答弁) 領土問題にまつわる教育の現状についてお答えします。 文部科学省は、児童・生徒が自国の領土について、正しく理解するための指導の重要性に鑑み、学習指導要領において、社会科等の学習を通じた教育の充実を図ることを示しております。平成29年3月に改訂された小・中学校の学習指導要領では、小学校の社会科、中学校の社会科の地理・歴史・公民の全分野に、北方領土、竹島、尖閣諸島について明記されています。 学校教育においては、学習指導要領等を踏まえ、小学校・中学校の各学校段階において、児童・生徒の発達段階に応じ、領土に関する教育を行っております。具体的には、小学校では、第5学年の社会科において、世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲などを学習しています。中学校では、社会科の地理・歴史・公民の全分野において、領土や国家主権、領土問題の発生から現在に至る経緯等について、地図帳等を活用しながら学習しています。 引き続き、学習指導要領に則り、適切に行って参ります。</p>

○松野 英夫 議員（公明党）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 いのちと心の教育について (1) 現状の取組について (2) 「赤ちゃんふれあい事業」について ア いのちの授業について 2 教科書バリアフリー法について (1) 音声教材の普及について ア 外国人児童生徒への対応について 3 児童生徒の自殺対策について (1) 自殺予防教育について ア 自殺予防教育の展開について イ ITツールの活用について</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育長答弁) 私からは、いのちと心の教育の現状の取組についてお答えいたします。 市教育委員会では、子どもたちの徳・知・体の調和の取れた成長と、社会の変化に主体的に対応できる力の育成を学校教育の目標とし、調布の子どもが、命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身につけられるよう教育活動を推進しております。12月10日の世界人権デーに合わせて、平成25年度からは、毎年</p>

12月を調布市「いのちと心の教育」月間と定め、児童・生徒がいのちの大切さや、人を思いやる心を培う機会としています。その中で各校が全児童・生徒に対して、主に特別の教科道徳において「生命尊重」を扱った授業を実施しており、具体的には、校長講話、外部講師による講話をはじめ、いのちに関するスローガンの設定や標語の作成を実施するなど、学校毎に工夫した活動を展開しています。昨年度は、コロナ禍以来中止していた公開授業を全市立小・中学校で実施し、学校、家庭、地域が内容を共有しながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えています。

引き続き、いのちと心の教育月間における取組等を通し、調布の子どもの豊かな心の育成に取り組んで参ります。

(教育部長答弁)

私からは、はじめに、赤ちゃんふれあい事業についてお答えいたします。

赤ちゃんふれあい事業とは、中学生が、赤ちゃんやその家族とふれあう体験を通じて、いのちの温かさを再確認し、豊かな人間性を育む事業であり、他の自治体では、市長部局が助産師会等と連携し、学校への出前授業として実施している事例があります。また、一部の市立中学校では、独自に関係機関と連携を図り、類似の取組を行うなど、ニーズに応じた活動を実施しています。

市教育委員会としては、妊産婦との交流事業を含め、他の学校の好事例や各団体が用意する出前授業など、いのちの尊さを学ぶ有効な取組について、定例校長会等の機会を通じて周知を図ることで、各学校が特色ある「いのちと心の教育」を展開し、調布の子どもの豊かな心の育成に取り組めるよう支援して参ります。

次に、教科書バリアフリー法改正に伴う音声教材の普及についてお答えいたします。

まず、日本語が不自由な外国籍児童・生徒への支援ですが、市教育委員会では、日本語指導講師を学校へ派遣し、授業補助や個別指導を実施しているほか、毎週水曜日と土曜日に教育会館において、日本語指導教室を実施するなど、個々の日本語の習熟度に応じ、教科書やテキスト等の補助教材を使用しながら日本語指導を行うことで、児童・生徒が学校生活に早期に適応できるよう、支援をしています。今般、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、通称、教科書バリアフリー法の改正により、これまで障害のある児童・生徒にのみ使用が許可されていたデイジー教科書等の音声教材が、日本語が不自由な外国籍の

児童・生徒にも使用できるようになったことは把握しております。通常の教科書による指導に加え、教科書の内容を音声で読み上げる音声教材を併用することで、教科書を読むことへの困難さが軽減され、学習効果が高まるものと期待します。

今後、市教育委員会としては、法律の改正を踏まえ、支援が必要な外国籍児童・生徒に対し、適切に音声教材を提供できるよう、対応して参ります。

次に、児童・生徒の自殺対策についてお答えします。

自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があります。この時期に学校として、児童・生徒の自殺予防について組織体制を整え、取組を強化することは、児童・生徒の尊い命を救うことにつながると認識しています。このことを踏まえ、市教育委員会では、学校、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けにおける児童・生徒の自殺予防に向けた取組に全力で取り組んでいるところです。自殺予防教育については、児童・生徒自身に、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにすることや、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的とした「SOSの出し方に関する教育」を全小中学校で実施しています。

市教育委員会は学校に対し、生命尊重に関する授業や日常の教育活動における教員からの働き掛けを充実させる指導・助言を行い、いじめ防止教育や薬物乱用防止教育等とも連動させた取組の推進を依頼しています。また、ITツールの活用については、令和2年度から導入している1人1台学習用端末に設定しているGoogleアプリ等のICTツールも活用しつつ、児童・生徒の心身の状態を把握することを目的としたアンケート調査、教育相談等を実施しているほか、悩みや不安に関する相談窓口の周知において、教室など児童・生徒の目につきやすい場所への掲示や、1人1台学習用端末を活用して各種相談窓口を周知しています。あわせて、スクールカウンセラー等による児童・生徒一人一人に対しての面談を行うなど、悩みや困難を抱える児童・生徒の早期発見に努めるように全校に指導しています。

引き続き、児童・生徒が自他共に大切に思う心情や自己肯定感を育み、豊かな心の育成が図られるよう、学校、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、生命尊重の取組を中心とした自殺対策に努めて参ります。

○木下 安子 議員（生活者ネットワーク）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 共生の充実に向けてインクルーシブ教育の実現を (1) インクルーシブ教育についての認識を問う (2) すべての子どもが居場所があると思える学校を実現するために</p> <p>2 はしうち教室から多様な学びへの支援の発信を (1) 生徒主体の多様な学びへの支援のさらなる充実を (2) 特別支援教育の視点の強化を</p> <p>3 環境学習の活用で校舎の断熱と脱炭素の促進を (1) 温暖化による市立小中学校のエアコン使用量増加に対する課題認識を問う (2) 校舎の断熱ワークショップ導入を</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育長答弁)</p> <p>インクルーシブ教育の認識についてお答えします。</p> <p>インクルーシブ教育システムにおいては、共生社会の充実に向けてすべての子どもが可能な限り共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据え、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導の提供に向け、通常の学級のほか、通級指導学級や特別支援学級を選択できるようにするなど、多様な学びの場や柔軟な仕組みを整備することが重要であると認識しています。</p> <p>市教育委員会は、国や東京都の動向、調布市基本計画や調布市教育プラン等を踏まえて策定した第2期調布市特別支援教育推進計画に基づき、すべての子どもに個別に配慮された学びが保障される教育を目指し、すべての学びの場において特別支援教育を充実させることで、インクルーシブ教育システムの一層の推進に取り組んでいます。また、通常の学級と特別支援学級・特別支援学校との交流及び共同学習を充実させ、子どもたちがお互いを尊重しながら、支え合い、助け合う意識を育んでいます。</p> <p>今後も、どの子どもも個に応じた教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、全ての学校、全ての学級で特別支援教育の充実が図られるよう、計画に基づいた取組を推進してまいります。</p> <p>(教育部長答弁)</p> <p>すべての子どもが居場所があると思える学校の実現についてお答えします。</p> <p>特別な支援を受ける児童・生徒の数は全国的に増加傾向にあり、市においても同様の状況にあります。障害の有無に関わらず、すべての子どもが安心して過ごせる環境や体制を整備することは、極めて重要であると認識しています。市教育委員会では、児童・生徒に対する個別の学習支援等の対応や合理的配慮の充実を目的として、各学校の実態に応じて支援員やス</p>

クールサポーター等の人材を配置しています。併せて、こうした職員を対象とした研修の機会を毎年設定し、外部講師による講義や演習、事例検討等を通して、専門性の向上を図っています。

また、市教育委員会では、作業療法士を各学校に派遣するシステムを2通り実施しております。一つは、特別支援教育専門家チームの巡回相談員が、各学校を巡回し、授業の観察・生徒との面談等を通じ、担当教員等に具体的な支援の在り方について指導・助言を行い、状況に応じて校内委員会等にも出席するものです。さらに、必要に応じて就学相談につながるようにしています。この専門家チームは、作業療法士をはじめ、言語聴覚士、臨床発達心理士・公認心理師、精神科医など様々な専門家で構成され、新1年生の巡回を全校実施する他、学校の要請に応じ、1校あたり原則3時間を1回として年間5回程度まで派遣しています。この巡回相談では、作業療法士等の専門家が教職員に対し、対象児童・生徒が活動に適したコンディションを作るための提案や、すべての子どもが安心して共に学び合える教室環境づくりの具体的な助言などを行っています。昨年度は、専門家の重要性に鑑み、言語聴覚士・作業療法士をそれぞれ1人増員しています。

もう一つは、各学校が個々の児童・生徒の必要に応じ、作業療法士などを招聘し、特別支援学級・校内通級教室等に入級している児童・生徒を対象として、専門家が指導を行うものです。

第2期調布市特別支援教育推進計画の中でも主要な取組として「専門家と連携した支援の充実」を位置付けています。これら作業療法士等の派遣を通じ、子ども一人一人の状況に合わせた指導や支援の充実を図っています。

今後とも、他の自治体の事例も参考にしながら、個々の実態に応じた支援の充実に努めるとともに、子どもたちが安心して通える学校づくりを目指してまいります。

はしうち教室における生徒主体の多様な学びへの支援についてお答えします。

はしうち教室は、平成30年4月に、不登校の生徒に対して、適切な指導のもとにその心理的な不安等の改善に努め、社会的な自立を支援することを目的として、分教室型で設置しました。文部科学省では、学びの多様な学校とは、「不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、教育課程の基準によらず教育課程を編成することができる学校」と位置付けています。はしうち教室においても、特色のある教育課程として、1学年15名の小集団の学級編成、年間総授業時数を1015時間から910時間に削減、時間割の工夫

として登校を9時とし、午前3時間・午後2時間の5時間授業を基本としています。また、「表現科」、「コミュニケーションスキルトレーニング」や、一人一人の学習状況に対応した「個別学習」の授業などの独自の教科の設定等を行っています。

一方で、不登校の回復期にあるとは言えないものの、はしうち教室を選択するケースがあり、中学校版の適応指導教室の設置が必要と考えています。

今後も引き続き、東京都のチャレンジスクールや民間フリースクールのノウハウ等を研究しながら、生徒一人一人の学習の程度の差や個性に応じ、十分な教育が受けることができるよう、取り組んでまいります。

はしうち教室における特別支援教育の視点についてお答えします。

不登校である児童・生徒の中にも、不登校でない児童・生徒と同様に、発達障害などにより学習面や生活面で困難のある児童・生徒がいることは認識しています。市教育委員会では、教職員がこうした児童・生徒の困難を理解し、個別指導計画に基づき個に応じた適切な支援につなげられるよう、今年度、特別支援教育に関する研修動画を作成しました。この動画は、すべての教職員が授業の空き時間等を利用して確実に受講できるよう、短時間の5本の動画で構成しています。2学期以降、すべての教職員が受講できるように計画しています。こうした研修動画も活用しながら、困難のある児童・生徒や休みがちになっている児童・生徒に寄り添った対応が一層充実するよう、学校の取組を支援しています。

また、はしうち教室では、すでにすべての生徒について個別の指導計画を作成し、生徒一人一人の状況に合わせた指導を進めています。生徒の困難の状況によっては、生徒本人やご家庭の気持ちに寄り添いつつ、必要に応じてスクールカウンセラーや関係諸機関、保護者の皆様と連携しながら指導や支援を行っています。

今後も、不登校児童・生徒の困難に寄り添いつつ、一人一人に合わせた支援方針のもとで指導が充実するよう、教職員の資質向上研修や、東京学芸大学と連携した不登校プロジェクトなど関係諸機関との連携を推進するなど、取組の充実を図ってまいります。

市立小・中学校のエアコン使用量増加に対する課題認識について、お答えします。

市立小・中学校の教室・体育館など、校内の大半は、電気式よりランニングコストが低廉であるガス式を導入しておりますが、印刷室など一部の小部屋については、電気式を導入しております。近年における、夏季エア

コン使用量の増加要因としては、令和3年度の全小・中学校体育館へのエアコンの整備や、感染症対策による換気とエアコンの併用によるほか、例年の記録的猛暑による影響と捉えており、これらの要因から、昨年度の夏季エアコン使用量は令和元年度比で、約2倍に増加しております。

こうした状況にかんがみ、市教育委員会では、近年のガス使用量増加の状況について、全小・中学校長と情報を共有することで、省エネルギー対策に努めて参りました。ゼロカーボンシティ調布の実現に向けては、今後の温暖化の進行による、夏季エアコン使用量の増加、それに伴う二酸化炭素排出量の増加が課題であると認識しています。

このため、児童・生徒・教職員の健康管理、学習環境の維持・向上を最優先としたうえで、エアコンの適切な使用に努めるほか、不要な照明・OA機器の消灯等、学校全体で省エネルギー対策を継続することで二酸化炭素排出量の抑制に努めて参ります。

校舎の断熱ワークショップの導入についてお答えします。

建物の断熱性能を高めることで、室内空調のエネルギーロスを抑制することができ、その結果、二酸化炭素の排出量の削減に寄与することから、建物の断熱化は、地球温暖化対策における取組みの一つであると認識しています。市教育委員会では、調和小学校を始め、平成14年度以降に増築した校舎には、省エネルギー対策として、外気に面する外壁や天井面に、断熱施工を実施しています。

建物の断熱化を推進する取組に、他自治体において、断熱ワークショップを開催している事例もあり、こうした取組は、環境学習として、児童・生徒が参加し、体験できる学びの機会となるほか、断熱改修を行うことから、教室内の学習環境の改善が図れるものと認識しています。しかしながら、断熱ワークショップの導入に向けては、市民団体や、改修工事を行う事業者の協力が、必要不可欠であり、実施体制の整備が課題となるため、関係部署とも連携しながら、調査・研究を進めて参ります。

○鈴木 ほの香 議員（れいわ新選組調布）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 情報モラル教育について (1) 子どもたちがインターネットを利用する中で遭遇するトラブルの現状について (2) 市における情報モラル教育の取組について (3) インターネットによる被害に対する市の対応について</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育部長答弁) 子どもたちがインターネットを利用する中で遭遇するトラブルの現状についてお答えします。 こども家庭庁が実施した「令和5年度 青少年のインターネット利用環</p>

境実態調査」では、青少年の98.7パーセントがインターネットを利用しているとの結果が出ており、インターネットは子どもたちが日常的に触れるものとなっています。インターネット上には、子どもたちにとって役立つ情報がある一方で、暴力的な表現や性的な画像といった悪影響を及ぼす情報が数多く存在します。また、電子メールやSNS、オンラインゲームなどの不適切な利用により、意図せぬ個人情報の流出や、犯罪に巻き込まれる危険性があるものと認識しています。市立小・中学校の児童・生徒においては、個人のスマートフォン等を利用する中で、不適切なウェブサイトへのアクセス、インターネット上での誹謗中傷等の事案が発生しており、学校や教育委員会、関係機関との連携の中で適切に対応しているところです。

これらの被害を生まないために、市教育委員会と家庭・地域が連携して、端末機能の制御やインターネットを利用する際のルール作りに加え、情報社会の中において、適切に情報を収集・整理・伝達するための判断基軸となる情報モラルを育成することが重要であると認識しています。

(教育長答弁)

市における情報モラル教育の取組についてお答えします。

子どもたちがインターネット上の情報を正しく判断し、自分自身を守ることができるようにするためには、情報モラル教育が重要であると考えています。市教育委員会は、学習用端末の利用方法やルールをまとめた家庭用ハンドブックを配付しています。あわせて、インターネット上でのトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするため、東京都教育委員会が定めるSNS東京ルールに基づき、学校におけるルール策定及び児童・生徒への指導のほか、家庭でのルールづくりに関する啓発を行っているところです。

また、全ての小・中学校において、インターネットトラブルを含めた非行・犯罪被害防止を目的に、警察や通信事業者等を講師に招き、安全なインターネットの利活用等に関するセーフティ教室を開催しています。さらに、いじめへの対応や人権教育に関する内容を取り扱う道徳授業地区公開講座を実施することで、情報モラル教育の基本となる豊かな心の育成にもつながっています。これらの取組は、保護者や地域の方々にも参加いただき、学校と家庭、地域社会が一体となり進めていくことが有効であると認識しています。

しかしながら、インターネットの利用で遭遇するトラブルや犯罪等は、年々、巧妙化・高度化している状況にあることから、引き続き、子どもたちがインターネット上で被害者にも加害者にもならないよう、各校が地域の人材や教育機関等を活用した特色ある情報モラル教育を実施できるよ

う、市教育委員会として支援して参ります。

(教育部長答弁)

インターネットによる被害に対する市の対応についてお答えします。

まず、市教育委員会が整備する学習用端末では、児童・生徒がインターネットによる被害を受けず安全に利用できるよう、家庭用ハンドブックの活用のほか、メールやチャット機能及び夜間帯のインターネット利用の制限、特定のウェブページへのアクセスを制限するフィルタリングを行う等、学習活動に影響のない範囲で端末機能を制御しています。

一方、個人のスマートフォン等の利用によるインターネット被害については、学校及び関係機関との連携により、本人及び保護者に寄り添いながら適切に対応しているところです。また、教育活動における情報モラル教育やセーフティ教室の実施、さらには市ホームページでの情報掲載を通じて、ペアレンタルコントロールやフィルタリングといった子どもが使用するインターネット等の活動を制限する機能を周知するほか、インターネットやスマートフォンに関わるトラブルの相談先を紹介しています。これらの相談先は、児童・生徒が使用する学習用端末のホーム画面等に掲載し、児童・生徒がトラブルにあった際に速やかに相談できるようにしており、悩みや困難を抱える子どもの早期発見につながっています。一方で、子どもが一人でトラブルを抱え込まないためには、保護者が適切に情報を把握し、家庭内でいつでも相談できるようにしておくことが重要であり、より一層の学校と家庭の連携が必要であると認識しています。

今後も、安全・安心にインターネットを利用できるよう、子ども及び保護者へ必要な情報を周知・啓発していくとともに、インターネット上のトラブル等の相談が寄せられた場合には、適切な相談窓口につなげ、当事者に寄り添った対応に努めて参ります。

○田村 ゆう子 議員 (日本共産党)

質問 要旨	1 子どもの意見が反映されるまちづくりについて (1) 子ども議会について
答弁 概要	(教育部長答弁) 子ども議会についてお答えします。 市は平成10年度に、当時の政策室と社会教育課の共催事業として、市議会の仕組みや働きについて学習する機会、意見表明の機会を創出することを目的に、市内の中学校から推薦された30人の中学生を子ども議員とする子ども市議会を開催しました。この回では、議会での質疑・答弁の形式を忠実に再現するよう実施したため、準備段階での子どもたちや関係者の負担感が大きく、子どもたちの意見を十分に表明させることができな

った、という反省点がありました。翌年度は、社会教育課の単独事業として、実施方法を見直し、第一部を議会形式で、第二部を意見交換の場としての懇談会形式で実施しましたが、子どもたちから生の声を引き出すことが難しく、課題が残りました。

こうしたことから平成12年度は、意見表明の機会の提供に加え、市の施策や事業へ、意見・提言を反映させること及びまちづくりへの参加意識を高めることを目的に、形態を討議形式に見直し、名称も調布っ子夢会議として実施しました。現在は、小学5年生を対象に、自由で夢のある意見を発表するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を図ることを目的として、調布っ子“夢”発表会を開催しています。この会で発表された子どもたちの夢や意見を、市の所管又は関連部署に伝え、発表内容に関連する市の施策や事業の現状、今後の見込みなどを発表児童にフィードバックしています。保護者からは、「市からのフィードバックで子どもに 将来の夢や目標ができました。」という感謝のお手紙もいただいています。

こうした経緯から市教育委員会は、改めて子ども議会を実施することは考えておりませんが、引き続き調布っ子“夢”発表会を充実させながら、子どもたちの意見がまちづくりに反映されるよう取り組んで参ります。